

安来市中小企業者等事業継続支援給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている中小・小規模企業者、個人事業主の皆様を対象に、事業継続、経営安定化のために広く使える給付金を交付します。

給付額 法人：20万円 ・ 個人事業主：10万円

【給付対象事業者】 ※次の①、②のいずれかに該当する方

市内に主たる事業所を有し、かつ市内で3ヶ月以上の期間、同一の事業を営んでいる中小企業信用保険法第2条第1項に規定される中小企業者の方で、

①2020年中のいずれかの月の売上高が、**前年同月比で20%以上50%未満の範囲で減少**していること。

②2020年1月以降に創業した方で、売上高が減少した月があり、かつその月を含む**連続した3ヶ月の売上高の平均と比べて、当該月の売上高が20%以上減少**していること。

※ただし、以下に該当する方は給付対象になりません。

- ・暴力団等に関係している者
- ・市税等の滞納をしている事業者(ただし新型コロナウイルス感染症の影響により納税の猶予を受けるものは除く。)
- ・宗教上の組織若しくは団体、又は政治団体
- ・国の持続化給付金の対象となっている者
- ・本給付金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

【申請方法】

○申請書類一式を商工観光課又は安来商工会議所、安来市商工会のいずれかへ郵送又は持参

※申請書類確認後、原則1ヶ月以内に指定口座へ振込

申請期限:2021年1月15日まで

【申請書類】

- 申請書兼請求書(様式第1号)
- 確定申告書類(2019年1月～12月までの月別売上高の分かる資料)
- 今年の売上が確認できる書類(写し)
- 事業所の所在地や事業内容を記載した書類
- 振込口座の通帳の写し
- 債権者登録依頼書
- 納税証明書(個人事業主で安来市外に住所地がある者)

※申請書兼請求書、債権者登録依頼書は安来市HPからダウンロードするか、各申請書送付先窓口で受取りください。

【問合せ・申請書類送付先】

- 安来市商工観光課(〒692-8686 安来市安来町878-2 TEL:0854-23-3107)
- 安来商工会議所(〒692-0011 安来市安来町878-8 TEL:0854-22-2380)
- 安来市商工会(〒692-0404 安来市広瀬町753-40 TEL:0854-32-2155)